

楽しい赤裸の場所

大島療養所、長田穂波、情緒纏綿

阿部 安成

†

瀬戸内海の大島療養所で、1914年に組織されたキリスト教信徒の団体である霊交会は、その機関紙に「霊交」の名をつけた。大島療養所は、1909年4月1日施行（1907年3月18日公布）の法律「癩予防ニ関スル件」と、同日施行の内務省令第20号（1907年7月22日公布）にもとづいて設置された施設である^(*)。そこで編輯され、やがて島内で印刷された『霊交』は、癩者たちがつくった、もっとも古い逐次刊行物だとも思う。1919年に創刊されたこの機関紙は、現在、1924年10月発行以降の号しか残っていない。稀有な逐次刊行物ながら、筆書きだったという初期の号が見つからないのだ。

同名でべつの逐次刊行物を、いま、大島の霊交会教会堂図書室と、東京の国際基督教大学図書館でみることができる。ただし、2009年4月に前者に寄贈された分には欠号がある。後者の所蔵は「完本」（同館の教示）で、その第1号は1921年10月の発行だから、大島の機関紙のほうが早い創刊だったし、会の命名もそれにさきだっていた。あとに発行された『霊交』は、編輯人が黒崎幸吉、発行兼印刷人が畔上賢造、創刊号冒頭に掲載された「『霊交』の解」は内村鑑三の執筆。内村たちの聖書研究社がその発行所だった。大島の霊交会と聖書研究社とのつながりは、わかっていない¹⁾。

霊交会の『霊交』は、内村たちの同名誌よりもさきに創刊され、またそれよりもずっと長く刊行がつづいた、いわば長寿の逐次刊行物となる。2004年から国立療養所大島青松園をフィールドとして調査と研究をすすめるなかで、わたしは、この『霊交』を探した。残る発行号の探査とともに、『霊交』を大島の療養所をめぐる歴史のなかにうまくおきなやすために、『霊交』にあとがきを書き加える作業を始め²⁾、大島にはなかった1号が島外でみ

1) 霊交会への『霊交』の寄贈と、国際基督教大学図書館所蔵の『霊交』については、別稿でふれた(阿部安成「ゆくりなくも - 国立療養所大島青松園キリスト教霊交会 2009年4月・5月調査報告」滋賀大学経済学部Working Paper Series No.113、2009年6月)。

2) 阿部安成「資料紹介 『霊交』にあとがきを記す。 - 香川県大島の療養所をあらわす点描」

つかったところで、あらためて、いまある『霊交』のすべての号について、その在所と書誌情報を記した目録を作成した。目録を掲載した「史伝としての『霊交』 - 大島療養所基督教霊交会の機関紙を歴史化する」(滋賀大学経済学部Working Paper Series No.132、2010年5月)と題した稿は、メディアとしての『霊交』の歴史をたどり、ひとまずその作業を終えたうえで、霊交会の機関紙を歴史の探究において活用しようとする試みだった。

現在、大島の霊交会では、自分たちの会がかつて発行した機関紙の複製版をつくることとし、2009年にその作業に着手した。すでにいくつかのところで書いたとおり、国立療養所のなかの在園者による団体が、自己の歴史を顕彰したり史誌を編集したりするにとどまらず、自分たちの歴史を明らかにする史料の保存と公開に、みずから出資してそれを推進した例は、ほかにないようにおもう。霊交会の人びとは、これまでにない歴史への関与をおこない、自分たちの歴史に痕跡を残したのである。さきにふれた『霊交』目録付きのわたしの小稿は、紙幅を削ったうえで、複製されたリプリント版『霊交誌』に「解説」として掲載されることとなった。6分冊となる『霊交』の複製版は、交流のある教会や公立図書館に寄贈される予定である。あと数年で創立百年をむかえる霊交会にとって、過去の機関紙のリプリント版は、1つの記念碑になったといえよう。

複製版制作を手伝う一方で、すでにすすめてきた『霊交』にあとがきを記す作業もある。ひととおりすべての『霊交』をみわたしたうえで書いた「解説」をふまえて、あとがきの記し方を組みなおす必要がでてきた。くわえて、「『霊交』にあとがきを記す。」を寄稿してきた媒体である紀要の刊行情況がかわったという外部事情が、その連載の配分計画を立てなおさせることともなった。2010年11月に発行される逐次刊行物に掲載予定の「『霊交』にあとがきを記す。」第7回は、資料紹介となる『霊交』からの記事転載だけで、許された紙幅を使い切ってしまった。そこには、1935年1月発行の『霊交』第194号から1937年10月発行の第227号までの、「報告欄」や「編輯後記」を載せた。以下の小文において、1935年1月から1937年10月までの『霊交』紙上に掲載された記事、それが報せる療養所や霊交会などにかかわる出来事のうち特記すべきこと、『霊交』の紙面にあらわれた在園者たちの軌跡、もっともたくさんの文字を書きとめた穂波の思索、そして、それらをとおしてわ

(1) (『彦根論叢』第378号、2009年5月)以降連載中(掲載媒体は、『彦根論叢』『滋賀大学経済学部研究年報』。2010年6月29日時点で連載第4回まで掲載済み、第7回まで原稿提出済み。第7回は『滋賀大学経済学部研究年報』第17巻に掲載予定)。

たしが考えたこと これらを書くでしょう。

十

大島療養所は、1934年に開所25周年をむかえ（ほなみ「大島たより」R:185_34）、靈交会はその年に創立20周年記念を祝った（三宅清泉「記念会を迎えて」R:192_34）³⁾。会の始まりから2旬の年を経たこのとき、「礼拝堂」が新築されることとなった（前掲ほなみ「大島たより」）。米国MTL（Mission to Lepers）の寄附により、滋賀県近江八幡の「有名なヴオーリス先生」が設計をする、「四間〔約7.2m 引用者による。以下同〕に七間〔約12.6m〕の建物に図書室が附属」する「鉄筋コンクリート」造りの礼拝堂である⁴⁾。このときまで使ってきた「バラック建は三年以前の建築で、二間に六間、それに押入が一個所と図書押入が二間」の規模だった。新築で「立派なものが出来ると、大島の風景をも一つ加える事になりませうし、私共は大変に喜び、且つ、神に感謝いたして居る」との期待があらわされている。礼拝堂の設計図が届くと、それもまた穂波たちをよろこばせる（ホナミ生「大島たより」R:186_34）。礼拝堂本館はすでに知らされた大きさからいくらか縮まって4間×6間となり、その減った分が附属図書室にまわったのか、それは4間×4間になるという。130坪の「開拓地」のうえに、建坪40の「鉄骨コンクリートの礼拝堂」が造られつつあった（「編輯後記」R:194_35）。靈交会会員にとって、かたちをなしてゆく建築中の礼拝堂をみることは、毎日の楽しみとなった。「鉄骨の日々組れゆく山の背の礼拝堂を今日も見に来し」（内野生「島のゆきかひ」R:197_35）。穂波も「毎日一回は見物に行きて、喜び楽しみて居る」のだった（「編輯後記」同前）。

その「編輯後記」の伝えるところでは、図書室は既報よりもいくらかその広さが縮まったようだ。「祈家に二間に四間の立派な図書室が一室ある」 図書室の「使用法」にあらかじめ思いをめぐらす穂波は、そこを「願くば立派な常識を備ふるスクールの如きもの」にしたいとの望みをあかしていた。「大島の病青年一部に勉強熱が高」いものたちがいて、「西洋哲学史」「短歌俳句方面」に熱心なので、せめて「中等程度の教科書とか其他百般の書物雑誌で、御不用なものがあれば御寄贈頂き度い」との告知も機関紙をとおして穂波は

³⁾ これまでの連載の表記法にしたがって『靈交』第185号（1934年）を本文のとおり略記する。発行年月日を記すときは、35.5.10、とする。

⁴⁾ この礼拝堂図面が大阪芸術大学博物館にあることがわかった（2010年7月24日付同館からのEメール連絡による）。いずれこの図面についても記す予定。

していた。

『靈交』第198号(35.5.10)の「編輯後記」は、次号を「新築礼拝堂献堂式記念号」にしたいとの予告を載せた。礼拝堂完成の記念号といった特別な明記はないものの、『靈交』第199号(35.6.10)は、その頁の多くが礼拝堂竣工の祝福にあてられている。竣工日の5月25日の日付で記された穂波の「献祝辞」、同じく穂波の詩「大島相愛の道」、プログラム「献堂式(目次)」、ほなみ生「当日の筆記」、三宅清泉「感謝」などの寄稿があった。

献堂式は、5月25日午前10時から11時30分すぎまでおこなわれた。およそ90分間の式では、54番と192番の聖歌がうたわれ、オルトマンズ博士の講話、エリクソン博士の献堂の祈り、モーアー博士の祝禱、米国MTL総主事ダーナー博士の祝文、野島博士による受納の辞、香川県知事代理からは祝辞が寄せられた。そこでは読まれなかった穂波の祝辞は、『靈交』紙上で1頁をややこえる字数となって掲載された。米国MTLなどに感謝を述べ、「天国のヒナガタを移し植えたる」場としての礼拝堂の竣工を祝い、工師である多田主税の名をあげる穂波は、多田の「努力は、全く利益を賭外視なし、ひたすら芸術的良心と他の信頼に忠実熱心なる工作振り」だったと、「尊敬の念と感謝の情」をささげた。多田への穂波の情と念は深く、彼の「当日の筆記」と題された稿でもその冒頭に、「工師多田さんは念には念を入れる性分で、『長い間お世話に成りましたが、帰つても時々参島して建物を見せて貰ひませう』と言ふ位い、自分の^{芸術感}に富んで居られる」と讃えていた。

献堂式が終ると時刻はお昼。「亀屋」「東寿し」「わたや」の「折詰の御馳走」がふるまわれ、午後にはあたらしい礼拝堂で洗礼式と聖晩餐式がおこなわれ、ついで夕方4時ころからは大会館で映画会が催された。「自治会役員と青年団員との好意にて、程よき処に銀幕が張られて、既に活動写真の準備がととのふて居ました。今宵の映画は何ぞ……彼の十誠の如き……一粒の麦の如きもの、あらまほしくぞ思はれました。大衆化されしキリスト教も、又、大いに必要であると思ひます」と記録されている(前掲ほなみ生「当日の筆記」)。穂波の文章からはその詳細がよくわからないが、「大衆」好みの映画の夕べとなったその企画へのいくぶんかの異議申し立てといったところが、ここに記されたのだろうか。

この礼拝堂竣工と献堂式については、療養所の総合誌ともいべき『藻汐草』誌上でも報知されていた⁵⁾。同誌第4巻第3号通巻第15号(35.6.15)では、その冒頭に掲載され

5) 『藻汐草』の編輯兼発行者は大島療養所患者慰安会代表者の野島泰治。野島は大島療養所所長。

た写真の1葉に「新築寄贈されたる基督教礼拝堂」(キャプション)があり、「多年大島の病者の慰問伝道に尽瘁せるオルトマンズ及びエリクソン両氏の斡旋に依り、米国救癩協会よりキリスト教礼拝堂(四二坪)を寄贈せられ、去る五月二十五日竣工献納式を挙す、一部は病者一般に使用せしむる為めの図書室兼社交室を設けてある」との説明がついている。

同誌にはまた、穂波の詩「相愛の道」も掲載されている。ここにその全文をあげよう(/ は原文での改行をあらわし、転載にあたって連がかわるところで改行した)。7連にわたる詩である。

回顧のながめ / 得も言へぬ / 緑の孤島
 羊腸として / 山はらの道 / 趣きつきず
 あおの中に / 真紅 ^(判読不能) つゝじ / ゆく程に香る
 開けし空の / その色の潮に / なげかけし姿
 深くも澄みし / われと島かげ / 飛ぶは千鳥か?
 夢かうつゝか / 神仙境に遊ぶ / 忘我のあゆみ
 一度めぐれば / 心身邪気を払ふ / 実に療養の好地!

さきにふれた『靈交』紙上のそれとならべてみると、第3連の「あおの中に」は『靈交』紙上では「あほの中に」、印刷がかすれてみえない文字が「の」だとわかる。さらに重要なことに、『藻汐草』誌上では、『靈交』紙上にあったもう2つの連がないとわかった。

聞け鳴り渡る / 礼拝堂につく / 晩禱の鐘の音
 波は黙し / 島々は静かに祈る / 自からなる祭壇の土地

で『靈交』紙上の詩は終り、ついで「昭和十年五月二十五日新築礼拝堂 / 献堂式の日に向たへる」との附記がある。それぞれに記載された発行年月日によると、『靈交』より『藻汐草』のほうが遅い発行だった。

あとから発行された『藻汐草』誌上で、最後の2連が削除されたこと。また、献堂式にさいしてうたう詩に、2年まえの1933年に開通した相愛の道の名がとられたこと。これらは、なにをあらわしているのだろうか。相愛の道は、教会礼拝堂からさきに島の北方の山を登ったところから、その山をぐるりと一周する道である。そのあたりは、いまま初夏には躑躅が咲きにぎわう。そこは名のとおり、ひとりよりはふたり、さらにそれ以上の人がとがともに散歩し、歩くことをとおしてともに慈しみあうことが望まれた、療養者が開い

た道である。礼拝堂はその手前に建てられた。相愛のものが楽しむ道はまた、島の教会から始まっている、との思いが献堂式に捧げる詩を「大島相愛の道」と名づけさせたのだろうか。だが、園全体の慰安をはかる誌上では、礼拝堂や祭壇の文言は除かれ、しかも献堂式の詩は、礼拝堂竣工の祝福とは切り離されて『藻汐草』誌上におかれたのだった。

だからといって、礼拝堂の新築を望まなかったものがいたとか、それをよるこばないものがいたとか推察してしまえば、それは早計な邪推にすぎよう。『藻汐草』は礼拝堂の写真とその説明を掲載していたのだから。

同誌「日記抄」の欄は、5月25日の項に、「米国救癩協会より寄贈の礼拝堂献納式、並に竣工式挙行す」とだけ記され、さきにも『霊交』紙上でも、献堂式当日のことでありながら曖昧にしか、いや、奥歯にもものはさまったような言い方と喩えられるような記録しかしていなかった映画の夕べについては、なにも報せていない。記録には残りにくいなにかがあったか。『藻汐草』誌上では削られた穂波の詩にあるとおり、礼拝堂から発する「晩禱の鐘の音」は、島のあちこちに「鳴り渡る」ことだろう。だれにもそれがあることが知られ、しかも W.M.ヴォーリズによる新奇のデザインと様式の礼拝堂はひと目もひいたにちがない。「何と言つても満悦である、立派な『祈の家』だ、大島には一寸と其辺に無いと言はれる建て物」だとよろこび、祝い、誇りながらも、ほかにはないというその建造物は2つあるというのだ（「編輯後記」R:199_35）。そのもう1つが、「真言宗の御影堂」だという。こうしたほかの宗教施設への配慮も、記録の表面にはあらわれない事態の、なにかもう1つの相貌なのかもしれない。

「山の背の礼拝堂の鐘の音にけふ一日も暮れにけるかも」（内野清作「短歌」、R:201_35）
「炎天の島の木立に蝉ないて鐘つき堂の綱真直に垂る」（穂波生「即吟」、R:202_35）とうたわれるとおり、鐘の音と鐘楼は、霊交会の人びとにとって、とりわけその音は島の住人にとっても、耳がそこにむく、大島の日々の風物となったことだろう。いまは、鐘の音も毎週日曜日の朝9時ころにだけ、鳴らされるようになった。わたしが知る島の夏は、2度とも、教会にいと日中は時雨を浴びつづけるといいたくなるほどに、蝉の声が響きわたっていた。

穂波は、自分で「新築礼拝堂献堂式記念号」と呼んだ『霊交』第199号の紙面に、「献堂式を迎えて」と題した短歌をよせた 「我が持てる書物も多く持ち行きて殿の書棚に供へんと思ふ」。いま日曜日ごとに礼拝がおこなわれている場所が、この礼拝堂であり、わた

したちがみるその図書室の書棚には、穂波が運び込んだ幾冊もの書物がならんでいる⁶⁾。

† † †

すでにべつなところで記したとおり、1930年代中葉の穂波は、複数の逐次刊行物の編輯を担い、2つの役員活動をおこない、さらに日曜学校の教師を務め、集会での感話もうけもつ、「寸暇なき多忙」にみまわれていた(「編輯後記」R:183_34)。それほどに忙しいなかでも穂波はペンをとめず、複数の連載を始めている。表題をあげると、1つは、「瞑想と祈禱」(R:186_34～。その前号では「瞑想と祈り」)2つめが、三宅と共著の「恩寵の花片」(R:201_35～)3つめが、「天か?地か?」(R:207_36～)そして、『藻汐草』第4巻第2号通巻第14号(1935年5月)から始まる「松籟海鼓」である。1934年は4月に、1935年には5月、8月、12月と連載を始めたペンの猛勢である。もっとも、さすがに毎月の連載とはゆかなかったのだが。ここで4つの連載の掲載号と発行年月を掲げておこう。

「瞑想と祈禱」： 185_34.4、186_34.5、189_34.8、190_34.9、191_34.10、192_34.11、193_34.12、194_35.1、195_35.2、196_35.3、197_35.4、198_35.5、201_35.8、212_36.7、219_37.2、221_37.4、252_39.11、265 附録_40.12 (18回)⁷⁾

「恩寵の花片」： 201_35.8、202_35.9、203_35.10、204_35.11、205_35.12、206_36.1、211_36.6、212_36.7 (8回)

「天か?地か?」： 207_36.2、208_36.3、210_36.5、213_36.8 (4回)

「随筆 松籟海鼓」： 4-2_35.4、4-4_35.8、4-6_35.11、4-7_35.12、5-2_36.2、5-3_36.3、5-4_36.4、5-5_36.5、5-6_36.6、5-7_36.7、5-8_36.8、「随筆 続松籟海鼓」6-3_37.3、6-4_37.4、6-5_37.5、6-7_37.7、6-8_37.8、6-9_37.9、6-10_37.10、6-11_37.11、6-12_37.12、7-1_38.1 (落丁)7-2_38.2、「随筆 松籟海鼓 一の巻」11-7_42.7、11-8_42.8、11-9_42.9、11-10_42.10、11-11_42.11、11-12_42.12、12-1_43.1、12-2_43.2、12-3_43.3、12-4_43.5、12-5_43.6、12-6_43.7、12-7_43.8、12-8_43.9、12-9_43.10、12-10_43.11、12-11_43.12、13-2_44.2、

⁶⁾ この蔵書目録を、阿部安成「国立療養所大島青松園キリスト教霊交会蔵書について - 香川県大島の療養所を場とした知の蓄積と発信」(滋賀大学経済学部Working Paper Series No.107、2009年3月)前掲阿部「ゆくりなくも」に掲載した。

⁷⁾ 『新生』(第45号、1936年1月1日、関西基督教文書伝道聯盟)にも「大島慰廃園長田穂波」による「瞑想と祈禱」の題での寄稿がある。

13-3_44.4、13-4_44.5、13-5_44.6 (43回)⁸⁾

このように逐次刊行物での連載のようすをならべてみると、1934年から1937年のころにかけて穂波は、猛烈な勢いでペンを動かし、思索と活動の記録を文字にしてあらわしていたとわかる。勢いのある穂波のペンはこの時期、単著の執筆にもおよんでいた。『靈交』紙上で、既刊『回春の太陽』(1933年)が「大変に愛読され」と感謝するとともに、『神は活く』の刊行予定を報せ(ほなみ「大島たより」R:185_34)、『砕けて結べ』『伸び行く者』の原稿を書いたことと、『詩集 雲なき空』(一粒社、四六判、87頁、定価30銭)の刊行を告げ(「編輯後記」R:198_35)、『砕けて結べ』(交野愛汗塾)の発行が示された(「編輯後記」R:202_35)、『藻汐草』第4巻第3号(1935年6月)には、1928年に刊行された『靈魂ははばたく』(光友社)に始まる「長田穂波君の著書」目録が掲げられ、1933年発行の『回春の太陽』(培文堂^(ママ) 林書店)、『雲なき空』(一粒社)と『伸びゆくもの』の「近刊」も入れた9冊の著作があがっている。

ここには、太ゴチックの活字で印字された「長田穂波君の著書」の語句のまえとうしろの行にそれぞれ小さい級数の活字で、「島の聖者」、「大島療養所開所以来実に廿七年間、全く独学にて勉強、惨十指を失ひたる不自由なる手先に紐でペンをくくりつけて、あごで支へ苦心して執筆したるもの」と記されている。穂波の成果の一覧であり、それを成し遂げたようすと、その評価の仕方の開陳である。

『靈交』に掲載された3つの連載について概観しよう。

「瞑想と祈禱」 「瞑想の祈り」と題されて始まり、ただちに「瞑想と祈禱」となったこの連載は、ときに、「経済学より視た人間生活の真髓を一寸と考へて祈りて居ります」(「編輯後記」R:189_34)や、「戦争奨励ではなく、何処までもキリストの生命に活きん事を言はむと為る点に重心があるのであります」(「編輯後記」R:219_37)と執筆の動機や方針などの解説がついて、途中で断絶がありながらも、『靈交』紙上のもっとも長い全18回の連載となる。連載のノンブルはいっさい、ついていない(なお、R:252では表題が「祈禱と瞑想」とひっくりかえている)。

社会と時局と自己の理解の仕方について、また、処世についての思索を記録したこの連

⁸⁾この「松籟海鼓」の題を穂波は気に入っていたのか、『藻汐草』以外でも『楓の蔭』第137号(1942年9月1日)に「松籟海鼓」を、大島青松園内で回覧された手書き手づくりの『青松』第14号(1945年11月)に「松籟海鼓」、第15号(1945年12月)に「松籟海鼓/新日本建設の巻」をよせている。

載は、またべつの機会に論じることとする。

「恩寵の花片」 『霊交』第200号(1935年7月)の「編輯後記」に、「次の二百〇一号より『霊交会史』と言ふに近いもの、又、療養所の実相にも近い、『恩寵の花片』と題して、古い思ひ出て話を回を追つて記す予定で居ります」との予告が載った。つぎの第201号から全8回となるこの連載が、三宅清泉と長田穂波の共著として始まる。時期をさかのぼると、穂波は1933年の霊交会創立記念会(11月の記念会開催は年度のかわりめであり、霊交会にとって節目のときでもある)のころにも、「出来る事なら『霊交会の歴史』でも書く^(マ)が、私の自伝を書くか致し度いと存じますが、神旨でなくはペンは執らない」との意思を記したことがあった(「編輯後記」R:180_33)⁹⁾。それ以後しばらくのあいだ会史が記されなかったのは、「神旨」を覚えず、ペンをとらなかつたということなのか。

霊交会の軌跡を想起する連載は、(一)のノンブルがついた初回の題が「暗黒時代」、(二)が「うづまき時代」、(三)は前回に同じ、第4回と第5回にはノンブルと題がともになく、そのつぎに題のみ「黎明を仰ぐ」、また第6回と第7回ではノンブルと題がともに消える¹⁰⁾。

初回の稿が掲載された号の「編輯後記」には、「恩寵の花片は、三宅老兄に材料を頂き編輯子が綴つて行きます。相当に長篇になると存じます。醜い病者の全生活は決して美しい物語ではないと存じますが、又、参考として御読み下されば無駄でなからうと思ひます」と、2人のあいだの作業分担と長編になるとの見込みとが示されていた。連載第2回の末尾には、「古い記憶で話が前後する事もあり、委細を尽し得ない点もありますが、アラカジメ御断り致して置きます」との「附記」がある。三宅の記憶にもとづく歴史を穂波が綴るというスタイルである。ただし読みすすめてゆくと、穂波はたんなる筆記者にとどまっていたのではなく、彼の体験と意思と精神もそこに記されているとわかる。連載第7回(R:211_36)では、つい表に出てしまったとでもいうかのように、「斯の時に穂波は考えた」との文言が記されている。

こうした連載も、第209号(36.4.10)の「編輯後記」で、「恩寵の花片は紙面の都合で中

9) この号の『霊交』には「編輯後記」のすぐまえに「霊交会歌」が掲載されている。会の活動の節目に、会の歴史編纂の意欲が示されたり会歌という象徴があらためて掲げられたり、また機関紙の原初が想起される(穂波生「瞑想と祈禱」R:198_35)。

10) この連載第6回にあらわれた穂波の内観をとおして療養所での生を考える別稿を書いた(阿部安成「寒冷は火の如く人の肉をタバラス-療養所に生きてゆくこと」滋賀大学経済学部Working Paper Series No.134、2010年7月)。

断の形になりましたが、記事の都合で最少し続け度いと思つて居ります」と、企画の変更が告げられ、そののち、2つの稿をもって「恩寵の花片は一先ず擱筆する」(R:212_36)こととなった。霊交会会員自身による「霊交会史」執筆の途絶である。「相当に長編になる」との予告が実現しなかった、その理由はいまのところわからない。この連載については後述する。

「天か？地か？」 「天か？地か？」を掲載した『霊交』第207号(36.2.10)の紙面には、ほかに「セ、ラギ」「編輯後記」の記事しかない。掲載稿3つのみという稀有な号となった。3稿はすべて穂波の執筆である。そうってしまった理由は、載せるべき原稿が「行衛不明」になってしまったからなのだ(「編輯後記」)。次号には穂波以外の稿も載り、前号についての説明もある 「『天か？、地か？』は下記して未だ十分に考察し訂正し清記して完稿すべきもの……今度の原稿異変で俄かに出しました」というわけだ。執筆の動機にあたることながらを、つぎのとおり記している 「要は、何宗と言ふ氣持に止る事なく、活神の火による生命の更生と言ふ事である。世には人格と生活の向上か向下かは問題にせずして、何宗と言ふ名目と感情とに支配せられてゐる信者が多い……斯る者が眞の信仰者を能く迫害するものであります」(「編輯後記」R:208_36)。

『霊交』第210号(36.5.10)もまた、「セ、ラギ」「天か？地か？」「編輯後記」のみの掲載となった。「編輯後記」で穂波は、「天か？地か？、は一冊の単行本として出版いたし得ればと思つてスコシ宛記して有りましたのが、半端に成りましたので一層のことと思ひにと、今号も全面を埋めました。未だ言ひ度い題目が残つてゐます、決して空想ではありません、小さい者の体験より出し信仰であります。今年は時々この天か地かをお目にかけてせう。 / 二月も三月も四月も皆、この天か地かの一部を分割したのであります」(ただし4月発行号には掲載されていない。なお連載のノンブルは(2)のみある)。

全4回の連載最終回が掲載された『霊交』第213号(36.8.10)の「編輯後記」には、「ガラにない問題を天か地かで取扱つたが、是は本来婦人より聞かして貰ふべきものであると思ふ、自分の如き立場の者の説も一種の興味ある事と思はるゝ。余り理想的に過ぎると考えらるゝであらふが、果して現実性なき説であらふか……」と追記された。

† † † †

さきに概観した3つの連載のうち、霊交会の歴史、あるいは、療養所の実相をあらわす

と予告された「恩寵の花片」は、歴史をどのように綴ったのだろうか。

そこでの歴史記述は、「明治四十年〔1907年〕に平和な孤島へ突然、県警察船屋島丸が碇泊した」との療養所設置候補地探しに始まる。庵治村村民との「相談」「騒ぎ」「和解」と事態が展開して、ここに第四区療養所の開設となる。病者の処遇をめぐる禍禍しい噂、「浮浪患者を主として収容」したことによる「喧嘩と賭博」、そして、1909年の開所当年は十分な予算もなく、「役所も無経験であり、我等も自覚がなかつたので、実に暗黒時代であつた」と草創期が回顧される。連載初回の末尾で、特筆すべき事項として、1909年の「暮頃より、日曜学校なるものが開かれつゝあつた事は、大書せねばならぬ問題の根となつたのである」と記されて稿は閉じられた。

連載第2回と第3回に副題としてつけられた「うづまき時代」とは、各宗、各派が活動を始めたようすを、「宗教界は大うづまき時代を現出したのであつた」とあらわした、その形容語である。開所後まもない大島で、宣教師S.M.エリクソン、間宮小五郎牧師が布教を始め、宮内岩太郎事務長も伝道に努めた¹¹⁾。理解者や協力者に恵まれ、療養所開設当初から「キリスト教は、役員間に伝はりつゝあり」、その一方で、「是れを不快として内心大いに反対の火を燃せる方もあつた事は実際であり、また、「患者の方は未だ真面目に道を求める者は現れて居なかつた」時期でもあつた。療養者がいうところの「役所」の方にこそキリスト教信徒がいたという大島の初期のようすは、ここでの1つの特徴といえよう。

やがて、浄土真宗の布教が始まり、キリスト教との「競争」があり、「甚だ古式で極端な偶像排斥論」が「一般患者の第一感情を害し、キリスト教への「反感」が「宮内係長排斥」にまでいたり、宮内は退職することとなった。その後の「或日、宣教師の説より問題となり『以後、大島へキリスト教の説教は断る』ことに決議」し、布教中止、信者役員の退職、そして、「大島療養所は真宗興正寺派の独占場となつた」のだった。さらに「大正の初年頃」になると、真言宗、金光教の布教が始まり、「再度キリスト教が現れた」ので、さきにみたとおり、「宗教界は大うづまき時代を現出した」とうけとめられたのである。

ついで、各宗、各派が興るまえ、1910年1月に三宅官之治（清泉）が九州の回春病院から大島に来たところが回顧される。「クリスチャン役員の去りし後」の、「たゞ一粒の種子」が三宅だったとの謂である。さきにもみたとおり、大正となったところから浄土真宗、真言

¹¹⁾連載第1回で、知事が「事務長」に選任した宮内の経歴について県吏員から岡山孤児院勤務となり、そしてこの連載時では高松東教会の牧師と紹介されている。

宗が活動を始めるなかで、キリスト教はというと、名古屋で受洗した川越、「何処かカトリック臭い形式を話」す谷山、そして三宅、この3名が「寄合ふ」ようになり、また、「既に三宅兄の信仰的人格は確に一般患者の認める処」ともなっていたと、三宅の存在感、その力能が当初からあったのだとかたちづくられている。他方で、穂波はというと、真言宗にもとづく巡拝を毎朝おこないつつ、彼自身のなかに「一種の改革が起りかけて」、三宅から借りた聖書を読み、ついで「公然と聖書研究」を三宅とともに始めていったと、その転身がたどられている。そうしたところに、江木が東京の全生病院から「讚美歌を習つて帰つた」ので、信徒の数も「五、六人となり、集会も開く事」になった。高松からエリクソン師もかよって来る。ただしこれは一般への布教ではなく、「希望者のみへであるから、教師達が御来島になられても、七、八名がコツソリと集つて教へを受けた」とどまっていた。霊交会発会前夜というべきようすである。

そして、穂波の受洗、霊交会の創立へといたる 「会員八名、これ大島の団体の草わけなのである」。大島ではどの団体よりも霊交会の創立が早かったとの、会の始原についての証言である。ここに「会則」が記録されている。

- 一、本会はキリストを会長とす / 一、本会はキリスト信者及び求道者を以て会員とす。
- / 一、本会は霊交会と名附、霊の潔き交りを結ぶを目的とす。 / 一、聖書を会則とす。
- / 一、集会を尊び欠席せぬやう心がくること。 / 一、日曜日、水曜日、三大節（国祭日）に聖集会を開くこと。

「新進気鋭は伝道と所内浄化を目指して、特に『国禁』を犯すものは、断然除名する事」という硬く強い規律のもとで、霊交会は活動を始めた。この団結がいつその「外部の迫害」を「燃え上」がらせた。ここで記録者は、「リンチ」や「村はちぶ」など「キリスト教に対する悪い空気」の「再燃」よりも、川越が「集会に感想を吐いて、時間が長いのが気に入らないとて出席せぬやうにな」ったこと、谷山が「チー八賭博の親方とな」ったことを、「それより悲しかりし」と惜しみ、「折角に生れし会は、一時にして止むなく閉会し解散したのであつた」と記さざるを得なかったのだ。霊交会の活動には、いつのころかは不明ながら、創立からそう時間を経ないところで、いったん活動を停止した時期があつたのだ。閉会、解散という会にとって重大な過去は、いまのところここにしか記載されていない。会が活動を止めると、穂波は、「山腹の穴居勉学を初めた」という。

霊交会の会則はいくつかの場所に記録されていて、この連載「恩寵の花片」での掲載が

初出というわけではない¹²⁾。ただ、この連載紙上の会則には、ほかにはみられない条項が1つある。第3項「一、本会は霊交会と名附、霊の潔き交りを結ぶを目的とす」の霊交会命名の意味、あるいはその名に期するところの記述である。霊交会機関紙『霊交』は、その1919年創刊の号から1922年の発行号までの分がみつかっていない。また、会創設のころの記録も文書もなく、命名の由来や命名者、創設の時点に記録された創設者名もわかっていない。そうしたなか、ここでは霊交会の名は、「霊の潔き交りを結ぶを目的」としたと記録されていたとわかったのだ。

この連載にはまた、会創設のころの信徒の名も記されている。三宅、川越、谷山、そして、穂波が加わり、川越と谷山が抜けたという。1964年に創立50周年を記念して編まれた『霊交会 - 創立五十周年記念誌』(霊交会)では、創設者として、三宅、穂波、江木、横井、川越の5名の名があがっている(石本俊市「霊交会五十年の歩み」)。いま仮に「霊交会礼拝日誌」と呼んでいる THE CANADIAN POCKET DIARY 1912には、そのうしろのページの頁に、会員の入会や受洗の年月日などが記録された名簿がある。そこで、それらの日付がなくたんに「受洗者」とだけ記された会員は、三宅官之治と川越鹿七の2名だけである。ただし、川越のところには「大正六年三月六日永眠」と記されている。「恩寵の花片」連載時には、川越はすでに歿していたのだ。三宅の名は名簿の2人め、川越はそのつぎ、14人めに谷山市松の名がみえる。そこにはただ、「本会成立前九州へ転送ナル」と記されている。霊交会礼拝日誌のいわば会員名簿は、会創設のころのようすを雄弁に語りはしないが、連載「恩寵の花片」はほかではわからない、ひと筋ではあらかた霊交会草創期のようすがたどられたのだった。

穂波は、あるいは霊交会は、みずからの歴史を綴るときに、その正確さについては無頓着であるとみえる。会の活動と精神の準則となるべき会則にしても、創設者の人数や名まえ、機関紙創刊時の発行部数についても、その記述と内容が一定していないのだ。もっとも、それが欠点とはいえないかもしれない。歴史にかかわる観点が異なるのかもしれないのだから¹³⁾。

12) 霊交會会則については、阿部安成「資料紹介 長田穂波日記 1936年 - 療養所のなかの生の痕跡」(4) (『彦根論叢』第375号、2008年11月)、同「史伝としての『霊交』 - 大島療養所基督教霊交會の機関紙を史料化する」(滋賀大学経済学部Working Paper Series No.132、2010年5月)を参照。

13) 霊交會會員のいくにんかがいわば會の正史として尊重する『癩院創世』(土谷勉著、木

さきにみた4、5年はつづいたという穴居活動のときにも、嫌がらせや迫害は止まなかったという。だが、少なくとも穂波は、穴蔵での聖書研究や祈り会を「大なる恵」と感謝し、また、それを楽しんでもいたようだ。「内部が浄化されて、穴に居て島の出来事が予感せられ」、「虫類が微音な音楽を好み、且に馴みて甚だ好意を持つて呉るものである事を知り」、「特にトカゲなどは掌中に眠り、呼ぶ声を知つて身邊にマツパリ附く迄に親しくなつた」と微笑みながら当時のことが想起されているようなのだ。この蜥蜴について穂波は、のちにいくどか随筆などにそれを記す。遺稿として公開された未発表原稿にも、「とかげと私」の題がつけられた¹⁴⁾。

さて、会としての盛衰があり、それぞれのときにまた迫害を受けながらも、だんだんと霊交会は宗教活動の認知を周囲から得るようになる。たとえば、キリスト教が布教禁止となったのちにも、少人数の信徒のもとめで、私事として非公式にということなのだろう、牧師の来島が絶えはしなかった。それに対して、他宗のものたちから、「内密に集会」しているとは怪しからんと「攻撃」があり、「知らして貰ふうでないか」との意見によって、「島に慰問のある時は、集合アイズの鐘を二回搗いて、三回目に事務所を呼ぶ鐘を打つのであるが、キリスト教の場合は只一回のみ鐘を鳴して止す事」となった。こののちも迫害が止まず、それが暴力となってあらわれても、「祈りと無抵抗主義とにて押し切つて行つた〔中略〕其時は会員は、各自胸間に赤色の十字架章を付けて、『我はそれなり』との態度を示して、勇ましく前進した」と伝えられている。

さきに、霊交会礼拝堂竣工のようすをみた。この迫害は、それよりもずっと以前のことだった。「恩寵の花片」には特に記されていない、この「只一回のみ鐘を鳴らすことの意味は、竣工した新礼拝堂から響く鐘の音が島の多くの人びとには新奇の音として届いただろうようすと、似ていたのではないか。霊交会は、それと意識しないままに、たんに信仰の世界に生きるものたちではなく、島で特異な実在となつていったのではないだろうか。

各宗、各派がもつれあふ渦巻時代においても、「思想的に何等の進歩なく、悪風は颯々と人の心行の野に吹き荒んで居た」が、霊交会はさらに「浄化の旗色を鮮明にして」いったところ、「『真面目な生活せんと思へば、キリストへ行け』とは一般の考え、且つ、言ふ処」

村武彦発行、1949年)はその冒頭の記述で療養所開所と三宅の訪島を1年ずつ間違えて記している。霊交会の現会員たちはこうした誤記にも頓着しないようにみえる。

14) 阿部安成「長田穂波遺稿 - 死んだ穂波が遺したものは」(滋賀大学経済学部Working Paper Series No.129、2010年4月)参照。

となった。几帳面、誠実、克己といった自己を律する意力が、だんだんと、キリスト教信仰と結びつけられてゆくこととなる。

「暗黒時代」「うづまき時代」「黎明を仰ぐ」といった題が各稿につけられても、連載の記述は、したがって大島の歴史は、必ずしもその順に展開したと記されたわけではなく、「

事件」の発生により、再び島を「暗黒」が覆うような様相にみまわれた、との形容がくりかえして記されている。いまわたしは、この「事件」を説明する材料を持っていない。それはべつな機会におくるとして、このとき穂波は、「精神上的の結合」が必要と考え、ときあたかも、修養団の高橋昭道の来島があり、皇太后の歌碑も建てられたところで、「国民精神にウツテ丸とならむ事を所長殿と病友とに御相談いたし、且つ一方、東京より蓮沼〔門三〕主幹の御来島を願ふた」ときでもあった。穂波の企図では、「各宗各派の信者の集合とて、何宗と言ふ訳には行かないので、修養団こそ島の上下を結び着ける精神として選びし訳」だったのだ。各宗、各派が渦巻くごとく活動するなかにも暗黒があらわれるような時代に、島の療養所全体を1つにまとめる秩序が希求されたのである。

その後、蓮沼の来島が実現し、修養団大島支部が結成され、その支部長に大島療養所所長が就いたのだから、「事件後の空気を明朗になす事に於てイサ、力貢献なし得た事を思ふものである」との穂波の回想は、ただの自画自賛とはいえないだろう。他方で、修養団をめぐる穂波の活動が、「何か下心『野心』のありての事の如く誤解されて、『穂波の大猫かむり』と中傷され」たり、霊交会会員からも「『穂波ともあらふ者が修養団などカツギ廻る』とて、宗教上の不見識をば叱ら」れたりもして、「随分と苦い杯を舐めたものである」とふりかえられている。この想起の時点で穂波は、「教友の斯る言葉は、寧ろ内心では悦んで居つた」と、誹謗や叱責に対して、排除の感情や反発の意思を示していないのだ。その理由を、いくぶん論点がずれながらも、ともかく、「自分としても、キリストに由りて、上下一丸とは理想でもあり祈でもあるが、現実として『理想は高じ、鼻は低し』を如何せんやである」と説くところは率直である。こうした理想と現実との違いがあるとき、「修養団を『純愛国運動』として自分は視るのであつて、是に参加する事が何んで不都合であり得やうかと思ふ」ので、「キリスト霊交会は、天下の義^(よる)しき事には決して反対はせない、然し、我らはハツキリした生命に立つて動かないのである。止むを得ない立場に立たざるゝ時にも、我らはハツキリした生命に立つて動かない、斯の生命の上に活る、此処に共同の行動をとつても、他と大いに異なつた特質を有するのである。霊交会の信仰は、斯の生命にある」

との主張を展開したのだった。

キリスト教への信仰では療養所内を1つにまとめることができない、とは冷徹な判断であり、そこで純愛国運動としての修養団の活動を導入する、とは時局への鋭敏な反応であったといえる。だが、そのあとにつづく、霊交会の信仰がこの生命にある、というときのその生命観、動くか否かと表現されたその内実が、よくわからないのである。その考察はおくとして、連載の最終回をみよう。

「事件」を「一新期限として、所内患者の生活は大いに覚醒されて来た」との変容を歴史のなかにみるものにとって、このころ、「同時に思想的に小波が起つた」との展開がつかまえている。それが、マルクス主義思想の浸透である。「反宗教」と同調し、かつ、「要求権」を主張するとうけとめられたこの思想は、「斯くて患者生活の指導原理と言ふ事が八釜敷く論ぜられる機会となり、「暗々裏に思想的な暗闘があつた事は事実」、「狭い社会内の事だけに、可成にウルサイ問題」だった、とそれがもたらした事態の大きさがだんだんに綴られてゆく（傍点は引用者）。「我等キリスト信者」にとって、けして「小波」にはとどまらなかった、「思想的に研究」するとの課題が提起された煩わしく厄介な問題を経て、霊交会は、「有神」か「無神」かを判断の基準として、「キリスト者は『神によりて皇国を高められぬことを祈る』外はない」との立場を確認したのだった。こうした指針をかかげる根底には、「たゞ徒らに宗旨感情や実行のない言葉の愛国は組したくない……神により実生活に即した真理の上に立ちて忠君愛国の精を尽し度いものである」との決意がある。キリスト教の信仰と忠君愛国の精励とが連動し、実行をともなう愛国をまたキリスト教信仰によって、より確かにするとの信仰の意義や効力が示されたのだった。

「思想問題」を「宗教問題」へ、さらには「宗教信仰」へと転換させることにより、「青年達の心理には習慣や情実よりも、内心に徹して来る生活力たる福音を要求しかけて居るやう」にみえると観察しつつ、他方で、「怠惰」と「自棄」が看取されるなかで、霊交会は、「常に協和の精神を尊び、「斯る種々相と時の動きに対して、或る意味に於ては憎まれつゝも〔中略〕誤解と悪口を受けても〔中略〕真理の根定^(マ マ)を強唱せざるを得な」かったと回顧されたのである。かくも歴史や実相をたどる霊交会にとっては、「従来、大島患者生活を回顧するに、何と言つてもキリスト教の歩みし処に、有形無形に影響されて改善した事はイナメない事と思ふのである」との過去への判定がおこなわれたのである。霊交会会員のみずからの使命への「自覚」はいまなお必要であり、「癩者のため、癩者たる我らの貢献に

は元より殉死的でなければならない、此処に靈交会の将来の重大使命があると信じてゐる」との決意が表明されて、この連載は「一先ず擱筆」された。

キリスト教信仰を軸として大島癩者生活史をたどり得るとの自信は、将来にむけて靈交会が持つ使命への確信となるのだった。

十 十 十 十 十

べつにみたとおり、『靈交』は第 265 号(40.12.10)と同日付の『靈交附録』をもってその発行を終えた。紙面をみると、前者では「編輯生」名で、「時局に即応する為めに、本誌も休版のやむなきに至りました」と、後者では「編輯人」名で、「今時局がら国家の命を受け、こゝに廃刊するの止むなきに至つた」(「廃刊之辞」)と告げられていた。発行停止である。こののち 1944 年まで、療養所内の総合誌である『藻汐句』の発行はつづいたのだから、1940 年の時点では、逐次刊行物の発行が一斉停止となつたのではなく、いわば『靈交』が狙い撃ちされたのである。なぜか。もちろん、『靈交』がキリスト教信徒団体の機関紙だからではあろう。だが穂波たちは、キリスト教の信仰を梃子として時局に異議を唱えたことはまずなく、むしろ祖国浄化と聖戦完遂を療養所のなかで支持する意思表示をおこなっていた。では、なぜ廃刊なのか。いま、それを述べるための適切な用意はない。この習作でできることとして、1936 年前後のかぎられた時間のなかで、『靈交』発行をめぐる様相を抽出してみよう。

前述のとおり、穂波は「恩寵の花片」連載の予告を「編輯後記」に記していた(R:200_35)。そこでは、身の上話をたびたび語ると「語る自分が鼻につ」き、みずからは「言えない事もあ」るだろうから、「一つ編輯子が何か他処の話でもするやうに記して、相当に思ひ切つて赤裸に申ます」とのいわばペン構えをみせ、「差問が起るかも知りませんが、都合の悪い点では人物は遠慮しますから、天下御免をかをむります」との気がかりと気づかいを示していた。ついで、「書けば皆さんに興味と益がある問題でも、或筋から『まかりならぬ』と御叱もありましたり、それかと言ふと『彼の件を脱して居る』と不平を頂いたりしはせぬかいなと中々気兼ねもありまして」と、過去の体験をふまえた連載への備えを開陳していた。ある筋からのお叱りがなんだったのか、いまのところ、『靈交』の過去の号をみても、それを確かめられていない。ともかくも、島の外へも流通していた『靈交』をめぐる、島内の「役所」か、あるいは、「社会」の当局といった監督者による編集や発行への介入が

あったということだ。

「今や国家は非常時だ」と時局への認識を示したその直前に、『霊交』の「四月号は県の其筋より御叱りをかうむつた」のだった。穂波は、「つい時事問題に触れかけまして。今後十分注意しやうと思ひます」との「恐縮」を表明していた（「編輯後記」R:223_37）。その4月発行号『霊交』第221号をみよう。叱責の対象となりそうな文章は、おそらく長田生の「瞑想と祈禱」のなかにあるのだろう。この号の該欄は4つの項からなっている。その第2と第4の全文を引用しよう（下線は引用者による）。

宇垣一成大将の内閣流産に非常に御同情するものである。流産理由が、新聞の伝ふる如く、軍部との相談が甘く行かなかつた、しかも大将の光位さえ御返上申す等と甚だオダヤカでない。軍の大将が大君の勅命を奉じての組閣に軍部との問題で流産とは、尠からず驚かざるゝのである。不思議な不安が何となく感じらるゝ、何か外国の流行病でも這ひ込んで、日本魂が発熱して居るのであるまいか、切に祈りざるを得ないのである。

神は信ずべきである。ノ皇室は尊むべきである。ノ阿片と言はれし宗教、特にキリスト教こそは、精神科学との真の力点をメて居つて、マルクス主義のレーニンの道は、実施に於て夢であり阿片である事を、追々とソヴェイトが実証しつゝあるのでなからふか。私の知るマルクス主義と露西亜の現況とは違つてゐる、現在の露西亜は帝国主義のやうに思はれてならぬが……………。

下線部が問題となつたと推察する箇所である。穂波は、「大君の御ためにノ祖国のために、全人類のためにノ全力を尽すべきである」と訴え、「神への忠誠でありノ君国への忠誠」を誓うキリスト教信徒であり（「セ、ラギ」R:228_37）、「祖国浄化」（長田穂波「聖書の示す処」同前）や「聖戦」（「編輯後記」同前）を目指す療養者である。他方でときに穂波は、マルクス主義への感想を、しかも全否定ではないそれを記していた。もとよりそれは、マルクス主義信奉の宣言でなく、なにか一貫した理解と姿勢があつたわけではなかつた。とはいえ、マルクス主義への共鳴や共感とまでゆかずとも、それへの関心とうけとれる記述を残したり、あるいは、鋭く烈しい「愛国」を呼号したりする穂波の書きぶりに対して¹⁵⁾、当局はそれを療養所と「社会」から切除したのである。

¹⁵⁾ 穂波の「愛国」についてはべつに論じたことがある（阿部安成「癩と時局と書きものを - 香川県大島の療養所の1940年代を軸とする」黒川みどり編『近代日本の「他者」に向き合う』仮題、解放出版社、2010年9月発行予定）。

穂波は、多忙だった1930年代中葉からわずか数年後に、ペンをとって書く場所を1つ奪い去られてしまう。

+++++

穂波には、冬はひとしお書くことがつらかったようだ 「寒い冬だと言つてあた処、俄に寒波が寄せて来て、ペン持つ手が思ふまゝに動き難く、努力が入る事」と、その苦勞も記し、またそれをよろこぶ 「しかし嬉しいことだ、一枚一枚と書積つて行く、かくて活かされるのである。〔中略〕私は一枚づゝ、伸び上らされます」と、原稿用紙の一枚ずつに文字を書きとめてゆくことが、彼にとってのよろこびであり、またそれこそが生なのである（「編輯後記」R:220_37）。『靈交』紙上にほぼ毎号おかれた「編輯後記」 「この欄は『わたしの頁』として、楽しい赤裸の場所だ、頭もヘソも尻もマルダシである」とは、なんとも心地よさそうだ（「編輯後記」R:206_36）。ただし、この愉悦も、「何と見ても自分は普通の人間以下だ、一寸と気のキイタ蟲だな」との自覚と背中あわせになっている。

ちょっと気のきいた虫にとっての「楽しい赤裸の場所」 『靈交』の「編輯後記」欄は、穂波の本心や真実の穂波に出会える場所である と定めてしまつてはだめなのであつて、ここにあらわれる穂波の纏綿とした情緒を、どのように解きほぐしてゆくのかのくふうを凝らしながら読む欄なのだ。その意味で、「編輯後記」欄はわたしにとって、療養所の生を考えるための解剖台である（**）。

~

（*）療養所設置を定めた法律第11号についてみよう。たとえば、「この法律〔第11号〕は1909（明治42）年4月1日から施行され、それに基づき、全国を5区に分けて、各区を構成する道府県の連立により〔中略。5つの療養所が〕開設された」（ハンセン病問題に関する検証会議編『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』日弁連法務研究財団、2005年）との記述がある。この『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』が記していない法律第11号公布の年月日は、1907年3月18日（官報3月19日）である。この法律の公布日を3月19日とする記述をときどきみかけるが、それは誤りである。

たとえば、山本俊一の『増補 日本らい史』（東京大学出版会、2006年増補第3刷、初版1993

年)をみよう。同書には、法律第11号についての記述が複数箇所あり、そのうち4箇所では公布の日付が記されている(以下、下線は引用者)。「同年〔1907年〕三月一日にこれを可決し、三月一日に法律第十一号として公布されるにいたった」(65頁)。「法律第十一号は明治四〇年(一九〇七)三月一日公布された」(68頁)。「明治四〇年(一九〇七)三月一日、法律第十一号の公布によりハンセン病患者の保護、隔離の実施が決まった」(73頁)。「(資料一)/法律第十一号(明治四十年三月^(マ)十九日)」(335頁)のとおりである。同書では、3月18日公布と、3月19日公布は記述が2つずつで、均等の配分であるが、いったいどちらが正しいというのだろうか。

また、岩波書店発行の『近代日本総合年表』(第2版、1984年)は、「癩予防に関する件公布」を1907年3月19日のこととしている。ちなみに同書店発行の『岩波日本史辞典』(1999年)の「ハンセン病」の項には「1907年、患者の撲滅・強制隔離を枠組とする法律癩予防二関スル件 が施行され」と記されている。

公布と施行の年をまちがえるとは言語道断だが(『近代日本総合年表』には法律第11号施行月日の記載はない)3月18日公布の法律が翌19日付の官報に掲載されたために、公布の日付が誤って認識されたのだろう。とはいえ、1つの著作のなかで記述が一定しないことの理解は不能だ(しかも増補版でも修正されていない)。

さて、この法律はなんと呼ぶことが適切なのか。多くのばあいには用いられている「癩予防二関スル件」の呼称は、法律第11号の条文そのものに記されていない。『法令全書』をみると、法律第11号の冒頭には、「朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル癩予防二関スル法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム」と記されている。同書「明治四十年 索引」には「ラノ部」に「癩予防二関スル件」、「明治四十年 勅令 目録」には、「第二百八十四号 明治四十年法律第十一号(癩予防二関スル件)施行期日」とみえる。さらに、明治40年7月20日の内務省令第19号「明治四十年法律第十一号施行規則」には、「明治四十年法律第十一号癩予防二関スル件施行規則、左ノ通定ム」とある。こうした記述をみるかぎり、法律第11号については、「癩予防二関スル件」とあらず方が多いものの、そうではなく、「癩予防二関スル法律」としてもよいようにおもう。わたしはずっと、「癩予防二関スル件」という名称の落ちつきの悪さが気になっていた。

ではなぜ、前者の名称が通有しているのだろうか。これはたとえば、山本俊一が述べたとおり、法律に値しない内容だとの見解が反映しているのではないか。山本は『増補 日本

らい史』において、「法律第十一号は明治四〇年（一九〇七）三月一九日に公布されたが、これをただちに同年四月一日から施行するのはやや無理であるが、一年後の明治四一年四月一日より施行することには何ら問題はないはずだった」とみたうえで、日露戦争の「戦後処理の経済負担に圧迫されて、十分な行政対策を打ち出すことができず、財源も道府県に大きく頼らざるを得なくなり、その結果、この法律は内容的にみてらい予防法と呼ぶに値せず、その後もずっと明治四〇年法律第十一号と呼称された」との見解を示し、このためいったん示された施行年月日が変更されてしまったと述べている。「変更の理由」について山本は「当時の医学雑誌」を参照し、そこでも「財政上の都合」が要因にあがっていると、自説の正当性をささえる史料としてそれが用いられている。

たしかに、法律第 11 号は、1907 年 8 月 3 日公布の勅令第 284 号（官報 8 月 5 日）により、「明治四十一年〔1908 年〕四月一日ヨリ之ヲ施行ス」とされたが、同年 12 月 25 日公布勅令第 351 号（官報 12 月 26 日）で、さきの勅令第 284 号にいう「明治四十一年」を「明治四十二年」にあらためるとされたのだった（また、全 5 区でいっせいに 1909 年 4 月に療養所設置となったのではなく、第 1 区は同年 9 月となった）。療養所設置をめぐる財政の裏づけがないなかで、それを定める法律第 11 号の施行は延期となり、このことにあらわれているとおり、法律第 11 号は癩予防の法律と呼ぶに不十分な内容だった、と山本は説いたのだった。

わざわざ論題に「法律「癩予防二関スル件」の成立とキリスト教主義療養所」と明記した文章（藤野豊執筆、『キリスト教史学』第 44 号、1990 年、掲載）において、「法制定の経過」の章がありながらも、この施行延期についてはふれられていない。前掲ハンセン病問題に関する検証会議編『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』も、藤野豊『「いのち」の近代史 - 「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者』（かがわ出版、2001 年）も同様である。法律第 11 号の「成立」やそこにいたる「経過」にしか目がむかなければ、そして「成立」を公布をもってとらえるのであれば、同法がいつ、どういう経緯で施行されたのかは問われないのだ。

そして、本文にも記したとおり、法律第 11 号は、全国を 5 区に分け、それぞれに道府県の連立により療養所を設置する、とは定めていない。法律第 11 号第 4 条は、「主務大臣八二以上ノ道府県ヲ指定シ、其ノ道府県内ニ於ケル前条ノ患者ヲ収容スル為必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得」とあるにすぎない。同年公布の内務省令第 20 号（1907 年 7 月

22日)が、「道府県八左ノ区域ニ依リ、其ノ区域内ニ於ケル癩患者ヲ入ラシムル為必要ナル療養所ヲ設置スヘシ」として、たとえば、第4区域を島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県と定め、この区域での療養所設立地を香川県としている(この内務省令の施行は法律第11号施行日と同じ)。厳密に言えば、5つの区域と療養所設立地を定めた法令は、内務省令第20号となる。療養所設置の根拠法となる、法律第11号と内務省令第20号が施行されたその日に、香川県などに療養所が設置されたのである。設立当初は第四区療養所の名称だった香川県の施設は、1910年に大島療養所と改称された。

前掲藤野「法律「癩予防ニ関スル件」の成立とキリスト教主義療養所」でも、「それ〔法律第11号〕により、全国を五区に分け〔中略〕五療養所が連合府県立の施設として開設された」と記されている。藤野も参照している、国立療養所史研究会編『国立療養所(らい編)』(厚生省医務局国立療養所課、1975年)の「らい百年史年表」には、1907年の項に「内務省令第20号、道府県癩患者療養所設置区域により療養所を各区域ごとに設置することを決定」として第1区から第5区までが記されてあるのだが。

ここまで記したところでこの後注は3000字あまりの文字数となった。ハンセン病を主題とした学部の講義のレポートで、受講生が法律第11号をめぐってこうしたレポート書いたとしたら、その評価は十分に優に値するとおもう。この1例など、ハンセン病史の記述をめぐっては、歴史研究者が好む「事実」について、不確かな、あるいは誤った記述がしばしばみられる。しかも、それは大学の学部生でもみつけられ、訂正できるていどである。

(**)dissectionの語は、切開、解剖、の意味があるとともに、精密な調査や吟味をもあらわしている。あまり芳しくない隠喩ではあるが、内面を赤裸々に語ると示された場ではその内面を手づかみにできるかのようにくいついてしまうことへの戒めとして、この喩えを用いたとともに、2010年7月上旬に大島青松園の霊交会代表に史料のデジタル化の件で電話をしたところ、解剖台が見つかったと興奮しておられたので、この喩えはその記録としてのねらいもあった。かつて大島の療養所には、石造りのしっかりとした解剖台と、コンクリートで簡易に造られたそれとの2台があり、いつしかどこにあるのかわからなくなっていたという。それが、浜に埋もれているのをみつけたというのだ。場所はどうか、納骨堂の脇の瀬戸内海がよくみわたせる崖のしたで、今年は向日葵が植えられたそのあたりのようだ。

ところで、2010年7月19日から開催される「瀬戸内国際芸術祭2010」の会場となる大

島でも、芸術祭の準備がすすめられ、それにあわせて、べつになにか展示ができないかと療養者のあいで検討され、墓標の松のあたりで発掘された刀剣の写真を公開したいなどの希望があり、そうした場でこの解剖台もみせられないかとのお考えを霊交会代表はおっしゃっていた。代表はこの芸術祭で、大島青松園のシンボルである松をテーマとした写真展示をする予定になっている。たいへんそうな準備ではありながら、それもまた楽しんでおられるようだった。

毎日テレビ2010年7月17日放送「知っとこ！」の、「夏休み極上秘旅 SP 瀬戸内の島で感動&興奮アート体験」(同日付『朝日新聞』朝刊テレビ番組欄でのタイトル)コーナーで、この瀬戸内国際芸術祭2010が紹介された。コーナー冒頭で示されたフリップ「瀬戸内国際芸術祭2010の島々」の地図には、犬島、小豆島、男木島、女木島、豊島、直島、大島が描かれていた。それらの島々なかで、犬島と大島については番組でまったくふれられなかった。わたしは、大島にふれなかったという欠落を問題視しているのでもなく、大島をきちんととりあげると主張しているのでもない。大島はなかなかとりあげられないという指摘をしたのだ。

と感じていたところ、WEBサイト「YAHOO! JAPAN」のトップページに、「負の遺産、引き揚げ」のキャプションがついた写真が掲載された(7月19日10時28分配信/毎日新聞。同日閲覧)。この毎日新聞社が配信したWEB記事は、「国立ハンセン病療養所「大島青松園」で「約25年前に捨てられたコンクリート製の解剖台が海中から引き揚げられ〔中略〕かつての強制隔離を象徴する「負の遺産」とはいえ、19日に大島など瀬戸内海の七つの島を舞台に開幕した「瀬戸内国際芸術祭2010」で展示される」と報じた。

在園者による、「入所時に「解剖承諾書」を書かされた」こと、「布切れとバケツの水で遺体をふいた。コンクリート塊の上に載せられてモノのような扱いだっ」と振り返られた回想も記事となった。そして、「大島での芸術祭のディレクターを務める名古屋造形大学の高橋伸行准教授は、この話を聞いて引き揚げを検討。「悲しい歴史があり、二度と見たくない人もいるかもしれない」と迷い、大島青松園の入所者自治会会長に「相談」し、「自治会で話し合った結果、「単なる見せ物でなく、見た人が感じるものがあれば意義があるはず」と展示することにした」という。

この記事では、25年まえに捨てられた解剖台を、いつ、だれがみつけたのか、「入所時に「解剖承諾書」を書かされた」り、「コンクリート塊の上に〔遺体が〕載せられてモノのよ

うな扱い」がなされたりしたことが、どのように、解剖台を「強制隔離を象徴する「負の遺産」」とみることとかかわるのか、「意義があるはず」と展示することにした」との判断はだれがおこなったのか、は伝わってこない。歴史を「悲しい」と感じたり、それを表明したりすることにどういう意味や意義があるのか、わたしにはわからない。おそらく、ヒューマニズムのあらわれということなのだろうが。外から島に来たものが、そこに展開した歴史を「悲しい」と述べても、そのひとにとってみずから感じた悲哀を表明して得心するのだろうが、そして、ハンセン病の過去や歴史を記事にするとき、格好の形容詞となるのだろうが、癩=ハンセン病をめぐる事態は、そのような形容を施しても、なにもかわらない。本 Working Paper Series No.132「長田穂波の聖 - 消えゆくものども」(2010年5月)に記したとおり、ある研究報告会の場で、ハンセン病を主題とした研究がおこなわれたことに対して、こころが洗われた、だったか、救われた、だったかのコメントがあったようすに似ているとおもう。抑圧と差別の歴史であるハンセン病については、悲しいとか、ハンセン病をめぐる事態の転換には、それを知ったり聞いたりして救われたとか述べるのが、ひとまずの儀礼であるかのようにみえる。

なお、いまもかつて、国立ハンセン病療養所大島青松園という名称は、ない。

いま、国際の、芸術の、祭典ということで、あちこちで浮かれ騒いでいるとみえるが、あの熊本の黒川温泉のような問題が発生しないことを強く願う。それこそ、そうしたときに悲しむのは、大島の人びとなのだから。(2010年7月19日記)

(以下、2010年7月26日記)7月24日から26日まで大島にわたった。瀬戸内国際芸術祭2010(以下、芸術祭、と略記)の開催中だけあって、いつもより大島にわたるひとの数は多かった。霊交会代表に迎えられ、霊交荘に落ち着くとすぐに、くだんの解剖台の写真をみせられた。いくつか情報がくわわり、事態が明らかになった。今月初旬に引き揚げられた解剖台は、2台あったうちのコンクリート造りのほうで、これは風の舞のしたの浜で海に沈んでいた。もう1つのしっかりした石造のほうで、おそらく、納骨堂したの浜の土手に埋まっているだろうとのことだった。

霊交会代表がいうには、2台ともほとんどの在園者がその使用されているときのようなようすをみて知っている、また、土手に埋められたときのようなようすを自分はみているし、もう1台が水没していたことも、貝をとりについていたひとたちにはよく知られていたはずだ、とのこと。今回の引き揚げにさいして、いくにんものひとが、かつての解剖台にまつわる記憶

を呼び起されたとも聞いた。いわば、解剖台をめぐるフォークロアがあらわれたのだ。

解剖台はいま、供養を経て、芸術祭の展示 GALLERY15 のまへの広場で、簡易な屋根組みのした、ビールケースの台のうえにおかれている。台の四隅には塩がおかれてあった。盛り塩だとしたら、意味が違うようにおもうし、また、清めの意味だとしたらそれもまたおかしい気がする。縁起を祝うわけでもないし、解剖台が穢れているのでもないから。芸術祭開催中に展示替えがおこなわれる GALLERY15 では、今回は大島の音が展示されていた。在園者ふたりの谷をわたる声、盲人の杖の音、キリスト教霊交会教会堂の鐘の響き。展示会場には、こうした大島の音については、あるいはこれらの音のある大島について、いくらかの説明が示されていた。だが、解剖台については、なにもない。2つに割れ、いまも貝がこびりついたボディをさらしているだけである。

いくつかの地元紙や新聞地方版が報道したこの解剖台引き揚げについては、またべつに記すとして。